官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三〇）　二
〔法規的告示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務二一八）　七
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同二一九）　一〇
○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十六第一項の規定に基づく特定投資指針を全部改正する件（財務一七一）　三五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働一八二）　三六
○植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産九八八）　三八
○輸入植物検疫規程の一部を改正する件（同九八九）　三九
○商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたスイス連邦の紋章等を指定した件（経済産業九四）　四〇
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアメリカ合衆国の記章を指定した件（同九五）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州ジェンダー平等研究所の標章を指定した件（同九六）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合薬物機関の標章を指定した件（同九七）　四一
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際刑事裁判所の標章を指定した件（同九八）　四三
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたハンガリーの監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（同九九）
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、昭和四十八年通商産業省告示第二十号（不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）及び商標法の規定に基づき、マルタ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国およびイラン帝国の記章ならびにマルタ、スペイン国およびオランダ王国政府の印象および記号を指定した件）の一部を改正した件（同一〇〇）　四四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四四
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　七三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　七三
会社その他
会社決算公告　七六